

2018 九州ロードレース選手権シリーズ

大会特別規則書

SUPPLEMENTARY REGULATIONS



KYUSHU ROAD RACE CHAMPIONSHIP

Round.1	4.1 sun
Round.2	4.29 sun
Round.3・4	7.1 sun
Round.5	8.5 sun
Round.6	9.9 sun
Round.7	10.7 sun



主催：オートボリス倶楽部（APC）、SPA 直入スポーツクラブ、株式会社レンボーマータースクール

公認（承認）：一般財団法人 日本モーターサイクルスポーツ協会（MFJ）

コース：●オートボリスインターナショナルレーシングコース（4.674km 右回り） ●SPA 直入コース（1.43km） ●HSR 九州サーキットコース（約 2.35km）

株式会社 オートボリス

〒877-0312 大分県日田市上津江町上野田 1112-8

TEL:0973-55-1111 FAX:0973-55-1113

SPA 直入スポーツクラブ

〒878-0403 大分県竹田市直入町大字上田北字浦原 510-15

TEL:0974-75-3191 FAX:0974-75-3195

株式会社 レンボーマータースクール

〒869-1231 熊本県菊池郡大津町平川 11500

TEL:096-293-1370 FAX:096-293-1371

2018 九州ロードレース選手権シリーズ 大会特別規則書目次

ロードレースにおける二次災害防止の遵守事項	1
サーキット走行に関する規則	2
特別スポーツ走行（練習走行）のご案内	27

第1章 総則

第1条 競技会名称	5
第2条 主催者及び連絡先	5
第3条 開催場所	5
第4条 大会役員	6
第5条 参加資格	
第6条 開催日程、開催クラス及び参加資格	6
第7条 参加料金（税込）	6
第8条 参加申込	7
第9条 受理書、クレデンシャルパス並びに車両通行証	7
第10条 参加車両	8
第11条 チーム名	8
第12条 決勝最多出場台数・決勝周回数	8
第13条 参加受付	8
第14条 ライダーのエントリー、変更並びにダブルエントリー	9
第15条 参加者の遵守事項	9
第16条 走行中のライダーの遵守事項	10
第17条 主催者の権限	10

第2章 競技規則

第18条 コースへの進入	11
第19条 ピットレーンへの進入	11
第20条 ピット作業	11
第21条 公式車検	12

第22条 ライダーズブリーフィング	12
第23条 スタート前チェック	12
第24条 公式予選	13
第25条 決勝グリッド	13
第26条 レース終了	13
第27条 仮表彰	13
第28条 レース終了後の車両保管、再車検	13
第29条 大会賞典	14

第3章 参加車両規定

第30条 車両規則基本仕様	14
第31条 フロントゼッケン	23
第32条 自動車番読取装置（トランスポンダー）	24
第33条 使用ガソリン	24
第34条	24

第4章 その他

第35条 2018九州ロードレース選手権シリーズランキング	25
第36条 シリーズ賞典	25
第37条 大会役員の責任	26
第38条 本大会特別規則の解釈	26
第39条 大会特別規則ブルテン	26
第40条 公式通知	26
第41条 負傷時の医療室受信義務	27
第42条 その他	27
第43条 規則の施行	27

ロードレースにおける二次災害防止の遵守事項

転倒、または故障停止したら

2次災害防止

転倒したら2次災害の防止。

転倒、もしくは故障で停止した場合、後続車にひかれる、あるいは後続車を転倒させる等の2次災害事故の増大を防止するよう心がけてください。

まず安全確保

転倒したら、状況判断により、安全な所にできるだけ早く避難してください。

特に、オイルによる転倒は、後続車も同じ所に次々と転倒していきます。

後続車への合図

ポストから黄旗が振られますが、できるかぎり後続車に知らせる努力をしてください。タイミングを見て、電源と燃料コックをOFFにして火災や燃料漏れの防止をしてください。

障害物のかたづけ

オフィシャルと協力して散乱部品のかたづけを素早く行ってください。

オイルやガソリンがこぼれていたなら処理作業も素早く行ってください。

安全上、走ってくるレーサーに背中を向けられないよう心がけてください。

コース内はヘルメットを

自分が転倒した所は他のライダーも転倒しやすい場所です。他のライダーがいつ飛び込んで来るか分かりません。ガードレールの外に出るまではヘルメットを被ったままで行動してください。コース内（グリーンも含む）にライダーがいる間は黄旗が振られ、追い越し禁止です。他のライダーを拘束しますので、できるだけ早くコース外に退場してください。

再スタート

マシンが再スタート可能かどうかの確認をしてください。

マシンの点検はコース内の危険な場所で行わないでください。オフィシャルの指示に従い安全な場所に移動してください。

- 1) オイル、ガソリン、冷却水、ブレーキオイル等の漏れがないか確認をしてください。オイル漏れなどがあった場合は、無理にピット帰還はしないでください。
- 2) 走行に危険のある部分の破損、重要保安部品の破損がないか、また破損部分が鋭利になり2次災害を与えないか確認してください。
- 3) カウリング内に泥、砂利、草等が入っていないかを確認し、またタイヤに泥が付着したままライン上に復帰してはいけません。

後方の安全を十分に確認し余裕をもってコースに復帰してください。

転倒車両を見たら

転倒したマシンは、オイル、ガソリン等をこぼす可能性があります。

走行中に転倒車や黄旗を目撃したら充分注意をして通過してください。

サーキット走行に関する規則

1. 目的

本指導要項は、一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（以下MFJ という）が、ロードレースコース（サーキット）において走行する際の基本的な走行方法、マナーなどについて指導するための基準である。

2. 定義

- 1) サーキット走行は、全ての者が、その持ち得る技量および車両の能力において、でき得る限りより速く、かつ安全に走ることを目的として走行しなければならない。（後述のスロー走行除く）
- 2) レコードラインの定義
レコードラインとは、そのサーキットをでき得る限りより速く、かつ安全に走るための理想的走行ラインをいう。

3. サーキット走行における遵守事項

サーキット走行する際は、各サーキットごとに定められた規則を熟知し、当該施設の指導員・係員等の指示に従わなければならない。

- 1) 優先権
 - (1) サーキット走行においては、基本的にはレコードラインを走行する者に優先権がある。
 - (2) スロー走行中の者は、レコードラインを走行する者を妨げてはならない。
スロー走行とは、以下をいう。故障車両／初心者／ならし運転中の者／コース慣熟走行中の者。
スロー走行車は基本的にはコースピット側を走行する。
 - (3) ピットロードにおいては、ピットインしてくる車両に優先権がある。
 - (4) ピットアウトしてコースに復帰するライダーは、ピットロードを出て2コーナー出口に達するまでは、コースピット側に沿って走行しなければならない。その間、後方から近づく車両の走行を妨げてはならない。レコードラインへの合流に際しては、充分な速度まで加速しなければならない。
- 2) 走行中の遵守事項
 - (1) シグナルおよびフラッグシグナルを確認し、その指示に従う義務がある。
 - (2) 通常予想できない地点での不必要な急減速をしてはならない。
 - (3) いかなる場合も、逆方向への走行あるいは規定外のコースを走行してはならない。
 - (4) 直線部分では、前車を追い越す以外の目的で進路を著しく急激に変更することは禁止される。
 - (5) 他のライダーの走行を妨害するような走行をしてはならない。
 - (6) 必要以外にハンドルから手を離したり、足をステップから離し、また、外に突き出したりするような危険な姿勢をとってはならない。
- 3) 転倒・コースアウト
 - (1) コースアウト
 - ①もしコースアウトしたら、復帰する場合は後方を確認したのちコースに復帰することができ、マシンの確認（破損・オイル漏れ・グラベルの砂利等）も留意しなければならない。

②トラブルなどで走行を止める場合は、マシンをコース外の安全な場所に止めてから退去する。

(2) 転倒

①自分が転倒もしくは故障で停止した場合、二次災害の防止つまり後続車にひかれる、あるいは後続車を転倒させる等の事故の増大を防止するように心がけなければならない。

②転倒したら状況判断によりまず安全な場所へ避難すること、特にオイルによる転倒は、後続車も同じ場所で続々と転倒してくる可能性があるので注意すること。

③安全な場所から、でき得る限り後続車へ知らせる努力をすること。安全なタイミングを見て電源と燃料コックをオフにして火災やガス漏れを防止する。また、可能な限り散乱部品を撤去すること。

④ガードレールの外に出るまでは、ヘルメットを着用してしなければならない。

⑤転倒したマシンは、オイル・ガソリン等をこぼす場合が多いので、転倒車両を目撃したら次の周回は充分注意して走行すること。

(3) コースへの復帰

①安全な場所にてマシンが走行可能かどうか確認する。

②オイル・ガソリン・冷却水・ブレーキオイル等の漏れがないか確認する。漏れがあった場合は、無理にピットまで帰還しないこと。

③走行に危険がある部分の破損、重要保安部品の破損、または破損部が鋭利になっていないかを確認する。

④カウリング内に泥、砂利、草等が入っていないか確認し、また、タイヤに泥が付着したままライン上に復帰してはならない。

⑤後方の安全を充分に確認して余裕を持ってコースに復帰する。

4) マシントラブル

(1) 走行中にマシントラブルに見舞われた場合、レコードラインを走行するライダーの妨げにならないように注意してピットに戻ることができるが、後方の安全を確認し合図をしてからコースピット側を走行すること。

(2) コース上にオイル等の液体を撒き散らす恐れのあるようなトラブルがあった場合は、スロー走行でピットに戻ろうとはせず、すみやかにコースアウトして安全な場所にマシンを止めなければならない。

(3) 車両は、自己の責任において安全装備等各サーキットにて要求される仕様を満たし、完全に整備されていなければならない。

5) ピットイン

(1) ピットインする車両のライダーは、ヘアピンコーナー出口より後方を確認したのち、コース右側に車両を寄せ、手または足でピットインの合図を行なったのち、安全を確保しピットロードを徐行しなければならない。

6) ピットエリア（停車区域）を走行することは禁止される。

(1) ピットインする車両は、自己のピットにできるだけ近いピットロードからピットエリアに入り、自己のピットにできるだけ寄って停車しなければならない。

(2) ピットロードのスピード制限は60km/h以下とする。

7) ピットクルー

(1) ピットクルーがサインエリアに立ち入る際は、必ずサインマン腕章を着用すること。

8) その他

(1) 常にスポーツマンとしての態度を保ち、品格を疑われるような言動は厳に慎まなければならない。

(2) 走行時には、ライダー及びピットクルーは、アルコール類あるいは薬品（興奮剤等）を使用してはならない。

4. 損害に対する責任

1) 走行中自己の車両およびその付属品および安全装備等が破損した場合、また、サーキットの付帯設備等を破損した場合も、その責任は自己が負わなければならない。

2) 走行に際して起こった負傷等は、参加者自らが責任を負うものとする

【 公 示 】

本競技会は一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（MFJ）公認のもとに国際スポーツ憲章・FIM競技規則に基づいた2018 MFJ国内競技規則および、本競技会大会特別規則に基づいて開催される。

第1章 総則

第1条 競技会名称

2018 九州ロードレース選手権シリーズ

第2条 主催者及び連絡先

第1戦・第6戦

■SPA直入大会

SPA直入スポーツクラブ

(株)オートポリス

〒878-0403

大分県竹田市直入町大字上田北字浦原510-15

TEL：0974-75-3191

FAX：0974-75-3195

第2戦・第5戦・第7戦

■オートポリス大会

オートポリス倶楽部

(株)オートポリス

〒877-0312

大分県日田市上津江町上野田1112-8

TEL：0973-55-1111

FAX：0973-55-1113

第3戦・第4戦

■HSR九州大会

(株)レインボーモータースクール

〒869-1231

熊本県菊池郡大津町平川1500

TEL：096-293-1370

FAX：096-293-1371

第3条 開催場所

■HSR九州（以下HSR）

熊本県菊池郡大津町平川1500

■オートポリスインターナショナルレーシングコース（以下AP）

大分県日田市上津江町上野田1112-8

■SPA直入（以下SPA）

大分県竹田市直入町大字上田北字浦原510-15

第4条 大会役員

公式プログラムにて公示する。

第5条 参加資格

ライダー

第6条に準じた競技会当日に有効なMFJロードレースライセンスを所持している者。

ピットクルー

競技会当日に有効なMFJピットクルーライセンスを所持している者。

第6条 開催日程、開催クラス及び参加資格

大会	開催日	競技会	九州ロードレース選手権シリーズ								会場	
		競技会格式	公認レース									承認 レース
			地方選手権 インタークラス				地方選手権 ナショナルクラス					
		開催クラス	Int JSB1000	Int ST600	Int J-GP3	Int J-P250	Nat JSB1000	Nat ST600	Nat J-GP3	Nat J-P250		SBO
参加資格 (MFJライセンス区分)	I				N/F/J				I/N/ F/J			
申込み締め切り日		開催クラス										
第1戦	4月 1日 (日)	3月12日 (月)		●	●	●		●	●	●	○	SPA
第2戦	4月29日 (日)	4月 9日 (月)	●	●	●	●	●	●	●	●	○	AP
第3・4戦	7月 1日 (日)	6月11日 (月)		◎	◎	◎		◎	◎	◎		HSR
第5戦	8月 5日 (日)	7月16日 (月)	◎	●	●	●	◎	●	●	●	○	AP
第6戦	9月 9日 (日)	8月20日 (月)		●	●	●		●	●	●	○	SPA
第7選	10月7日 (日)	9月17日 (月)	●				●					AP
開催数			4	6	6	6	4	6	6	6	6	
備考			略号について ◎=2レース、●=2クラス以上混走レース I=国際ライセンス、N=国内ライセンス F=フレッシュマンライセンス、J=ジュニアライセンス									

*混走レースは、参加台数により、単独開催になる場合があります。

第7条 参加料金 (税込)

参加料金は主催者ごとに別途定める。

第8条 参加申込

1) 申込先・受付期間

日程	大会名称	申込期間	申込先
4月1日(日)	九州ロードレース選手権 第1戦	2月19日(月) 3月12日(月)	SPA
4月29日(日)	九州ロードレース選手権 第2戦	3月19日(月) 4月9日(月)	AP
7月1日(日)	九州ロードレース選手権 第3・4戦	5月21日(月) 6月11日(月)	HSR
8月5日(日)	九州ロードレース選手権 第5戦	6月25日(月) 7月16日(月)	AP
9月9日(日)	九州ロードレース選手権 第6戦	7月30日(月) 8月20日(月)	SPA
10月7日(日)	九州ロードレース選手権 第7戦	8月27日(月) 9月17日(月)	AP

2) 参加を希望する者は上記1) に定められた期間に、下記WEBサイトより申込を完了しなければならない。

AP・SPA https://www.ms-event.net/apweb/user/?a=race.race_entry_list

HSR http://www.hsr.jp/motor_sports/circuit_course/event/kyushu_road_race.html

原則WEBエントリーのみの受付とするが、やむを得ぬ事情によりその他の方法でのエントリーを希望する者は、各主催者に直接連絡をし、主催者より指示された方法で参加申込をすること。その場合でも、上記1) に定められた参加申込期間は厳守すること。

3) 各大会とも、クラスごとの予選最多出走台数以上の参加申込は受け付けない。参加の優先順位は先着順とする。なお、WEBエントリー以外の方法で参加申込を行った場合、WEBエントリーにて参加申込をした者全員の後に参加申込順に先着順位を与える。

4) 満20才未満のライダーは、事前に事務局より送付される誓約書・承諾書に親権者または保護者の署名、実印の捺印をし、その印鑑証明書(3ヶ月以内に取得したもの)と併せて参加受付時まで提出しなければならない。

ただし、事前に年間誓約書・承諾書を提出したレースに限り1通の印鑑登録証明書で競技への参加を認める。

上記の書類を参加受付時まで完全に提出できないものは、いかなる理由があろうと競技に参加することはできない。

5) ライダーおよびピットクルーは参加申込に際し、誓約文に同意しなければならない。

6) 正式受理後に参加を取り消す者には参加料は返金されない。

7) 参加を拒否された者に対して参加料全額が返還される。

第9条 受理書、クレデンシャルパス並びに車両通行証

1) 参加申込が正式に受理された参加者には「正式参加受理書・公式通知・その他」登録されたE-MAILアドレス宛に送付される。

2) 参加者・ライダー・ピットクルー等は大会組織委員会から発行されたクレデンシャルパス、車両通行証を常時、明瞭に確認できる様、必ず携帯もしくは貼り付けておかなければならない。

- 3) 交付されたクレデンシャルパス、車両通行証は他に貸与したり転用してはならない。
- 4) クレデンシャルパス、車両通行証の紛失、破損等した場合は大会事務局にて手続きを行い再発行を受けること。再発行手数料は2,000円とする。
- 5) クレデンシャルパス、車両通行証を偽造した場合は、当該ライダーに失格を含む罰則が科せられる場合がある。

第10条 参加車両

- 1) JSB1000, ST600, J-GP3, JP250車両は2018MFJ国内競技規則に**合致した**車両とする。
- 2) **下記クラスについては、別途車両規則を定める。**
S80 第34条 (P25)

第11条 チーム名

- 1) チーム名は20文字 (AP)、15文字 (SPA)、20文字 (HSR) 以内とする。指定文字を超えるものは削除または短縮する。
(プログラム掲載は指定文字全記載、タイミングモニター、リザルトでは切れる場合があります。)
- 2) 参加申込み時点で登録したチーム名を変更する場合は、変更手数料1,000円と必要書類を添えて競技会事務局長宛に提出すること。
- 3) スポンサー名等を含むチーム名は参加申込みの車両名登録の際、所定の欄に記入して競技会事務局の了承を得なければならないが、主催者が発行または発表する公式プログラム、公式結果発表書類や場内放送などに特別な車両呼称を強要することはできない。
- 4) 公序良俗に反するものであってはならない。

第12条 決勝最多出場台数・決勝周回数

会場	決勝最多 出場台数	決勝周回数	
HSR九州	32	ST600/J-GP3/ JP250	12Laps
		※それぞれ2レース	
SPA直入	25	ST600/J-GP3/ JP250	20Laps
		S80	15Laps
AUTOPOLIS	48	JSB1000/ST600/J-GP3/JP250	10Laps
		S80	8Laps

※ウエット時 (ウエットレース宣言中) 決勝周回数を「**2周を基本として減算**」する場合がある。

第13条 参加受付

ライダー、ピットクルーは公式通知で示された時間内に下記のことを提示の上、参加受付を行い出場資格の確認を受けなければならない。

- 1) 正式参加受理書
- 2) 当日有効なMFJライセンス (ライダー、ピットクルー)
- 3) その他主催者が提出を義務にした書類

第14条 ライダーのエントリー、変更並びにダブルエントリー

- 1) 受理書発送後のライダー変更は認められない。
- 2) ライダーの同一競技会の他クラスへのダブルエントリーは認められるが、一つの競技がもたらす次の競技への影響については一切考慮されない。
- 3) ダブルエントリー車（同一車両）を同一競技会の複数クラスに使用する場合、いずれのクラスの車両規定にも合致していること。尚、同一車両を複数のライダーが使用することはできない。（耐久レースは除く）
- 4) ダブルエントリー車で、一つのクラスの車両保管中に他のクラスに出走する必要が生じた場合には、競技監督の許可を得て他のクラスに出場すること。又、その車両の部品交換が生じた場合は、その都度、車検長に前もって申し出て、部品交換後、検査に合格しなければならない。

第15条 参加者の遵守事項

- 1) 参加者は、参加申し込みをする際、並びに出場する大会の前日に、本規則第39条にて定める「九州ロードレース選手権特別規則ブルテン」にて規則の変更や追加を確認しなければならない。（P26参照）
- 2) エントラントは自分が指名したチーム監督、ライダー、ピットクルー並びにゲストに対して諸規則の遵守と安全の確保について徹底させておく義務があり、これらの人々の言動や事故について、その最終的責任を負わなければならない。また、チーム監督、ライダー、ピットクルー並びにゲスト自身も同様にそれぞれの責任を負うものとする。
- 3) 施設に対する損害賠償義務
エントラントは、自分が指名したチーム監督、ライダー、ピットクルー並びにゲストなどが施設の器材、備品、消耗品、車両などに損害を与えた場合や消耗した場合はその原因の如何を問わず補償の責任を負うものとする。
- 4) 16才未満の者はピットエリア、サインボードエリアへの出入りは禁止される。
- 5) 競技車両及び主催者が特に認めた車両を除き、レース場のいかなる場所においても自動車登録番号（ナンバープレート）が無い車両は使用が禁止される。
- 6) エントラント及びライダーなどのチーム関係者は競技監督及び審査委員会によって事情聴取などを受けるか、もしくは受けた場合は指示があるまでサーキットを離れてはならない。やむを得ない理由により代理人を残す場合は審査委員会の承認を得なければならない。
- 7) 常にスポーツマンとしての態度を保ち、公正に行動し、言動を慎むものとする。
- 8) 薬品などによって精神状態をつくろってはならない。また、酒気を帯びてはならない。
- 9) 許可された区域以外での喫煙が禁止される。※当該喫煙者に対して大会期間中のパドック内への立ち入りを禁止される場合がある。
- 10) 主催者や大会後援協力者、審査委員会、サーキット従業員など大会関係者の名誉を傷付けてはならない。
- 11) 使用したピットは終了後清掃し、使用済みタイヤ、部品、廃油等はパドック等に放置せず、参加者が必ず持ち帰ること。放置した場合は不法投棄とみなし、罰則が適用される。
- 12) 競技会期間中、コンクリートウォール上デブリフェンス等への立ち上がりや、乗り越える等の行為を一切行ってはならない。

第16条 走行中のライダーの遵守事項

ライダーは2018年MF J国内競技規則第3章14「競技参加者の遵守事項」はもちろんのこと、下記に示した項目も遵守しなければならない。走行中のライダーは次の各項を大会期間中の公式予選・決勝レース全てにおいて守らなければならない。

- 1) 公式車両検査に合格した装備品の確実な着用。
- 2) コース走行は、如何なる場合も逆方向に走行してはならない。
- 3) 競技役員の指示無くショートコースの短絡路、サービスロードなどの規定外の走行路を走行してはならない。
- 4) コース上でのグリーン上カットなどは、危険な状態を回避する場合を除いて行ってはならない。
- 5) 走路外に出た車両が本コースに復帰する時は本コース走行車両が優先することを遵守し、後続車両など他車の妨害にならない様、安全を確認しなければならない。
- 6) 車両をコースに沿って押し進めたり、決勝ラインを越えて押し進めたりすることは許されない。
- 7) 競技中、事故あるいは故障などにより以後の走行の権利を放棄（リタイア）する場合はその旨を最も近い競技役員に報告しなければならない。その後ライダーはガードレールの外、もしくはコンクリートウォール上に避難しなければならない。理由もしくは時間の如何を問わず、競技役員に報告することなく、そのライダーがコース上において一時的にも車両から離れた場合、レースを放棄したものとみなされる。尚、ライダーが負傷その他やむを得ない事情で報告することができない場合は競技役員の判定で放棄したものとみなされるが、この判定に対する抗議は受け付けられない。
- 8) 緊急の際、競技中に救急車、消防車、競技役員車、レッカー車などサービス車両がコースを走行したり、必要な作業を行うため駐停車したり、競技役員がコースに立ち入る場合があることをライダーは承知していなければならない。
- 9) ライダーが自己の意思に反して、またはその他の理由により、やむを得ず車両を停止した場合には当該車両をできるだけすみやかにトラックから移動して後続車両の支障とならないように配慮しなければならない。ライダーが単独で車両を移動できない場合には競技役員がこれを援助することができる。再スタートの方法は、競技役員が安全な場所へエンジンを停止状態で移動後に再スタートができる。再スタートの条件は車両に搭載されたスターターで始動するか又は自力でのエンジン始動ができること。
- 10) 走行中のライダーまたは権限を与えられた競技役員を除き、ピット及びプスターティンググリッド以外に停止している車両に触れることは許されない。
- 11) 何らかの理由の為レーシングスピードで本線を走行できない場合は、（AP・SPA）進路方向左側、（HSR）右側を常に走行し、手または足などで後続のライダーにスロー走行していることを示さなければならない。
- 12) スタート練習は、公式通知等で指定されたスタート練習区域がない限り、一切行ってはならない。

第17条 主催者の権限

- 1) 参加申込の受付に際して、その理由を示すことなくエントラント、ライダー、ピットクルーを選択あるいは拒否することができる。
- 2) ライダーに対して指定医師による健康診断を要求し、競技出場の健康上の資格について最終決定することができる。

- 3) 競技車両番号の指定、ピット割当などにあたっては各参加者の優先順位を決定することができる。
- 4) 賞典を適宜に追加することができる。
- 5) 大会スポンサーの広告を競技車両に貼付させることができる。
- 6) やむを得ない理由により公式プログラムの印刷に間に合わなかったライダーの氏名登録または変更について許可することができる。但し参加料・参加申込書・車両仕様書が完全に揃った状態で提出され、競技会事務局長によって受理されたものに限る。
- 7) すべてのエントラント、ライダー、ピットクルー及びその参加車両の音声、写真、映像、レース結果などに関し、主催者は報道、放送、出版などの権限を有し、主催者が許可した場合、この権限を第三者が持つこともできる。

第2章 競技規則

第18条 コースへの進入

- 1) ピットアウト車両はピットレーン出口の信号機に従ってコースインしなければならない。信号機は以下のように表示する。

公式予選の場合

- ① 緑灯=コースインできる。
- ② 青灯点滅 (HSR・SPA:青灯点灯)、=メインストレート上に走行車両あり。各自の責任においてコースインすること。
- ③ 赤灯=コースイン不可

決勝レースの場合

- ① 緑灯=コースインできる。
 - ② 青灯点滅 (HSR・SPA:青灯点灯) =メインストレート上に走行車両あり。各自の責任においてコースインすること。
 - ③ 赤灯=コースイン不可
- 2) コースインする際はピットレーンとメインストレートとを分離するホワイトラインをカットしてはならない。
 - 3) コースイン後は、第一コーナー先まで (AP・SPA) コース左端、(HSR) コース右端を走行し、本コースメインストレートを走行してきた後続車両の走路妨害をしてはならない。
 - 4) ピットアウト車両はエンジン始動の際、ピットエンドまではピットクルーの補助を受けてマシンを再スタートすることができる。

第19条 ピットレーンへの進入

ピットインする場合は走行ラインを (AP・SPA) コース左端、(HSR) コース右端にとり、後続車に手または足などで合図を行った後、安全を確認して最終コーナーポスト前付近のピットレーン入り口のホワイトライン (白色実線) を横切ることなくピットインすること。

第20条 ピット作業

- 1) 競技車両がピットインした場合、当該車両のピットクルーは自ピットの作業エリアで作業することができる。なお、ピット作業の場合を除いて、当該車両の部品や工具、燃

料補給器具を作業エリアに置くことは禁止される。

- 2) ピット作業エリアで作業中の車両に対して当該ライダーが車両から離れて作業を行うこともできる。但し、作業人員を制限されている場合はその人数を越えて作業を行ってはならない。
- 3) 作業終了後は、ピット作業エリアに置いてある全ての工具・部品・タイヤ等をかたづけなければならない。
- 4) ピットボックス内へ競技役員の指示や許可なく競技車両を移動した場合、決勝レース中においてはリタイヤとみなされる。

第21条 公式車検

公式車検に車両を提示することは、当該の競技車両が全ての規則に適合していると申請しているものとみなされる。

- 1) 参加受付後、公式車検は公式通知に示されたタイムスケジュールに従って当該サーキット内の所定の場所にて行われる。指定された時間外の車検は、競技監督が特別に認めた場合以外行わない。
- 2) 公式車検では「競技車両」（トランスポンダーの取り付け及び、アンダーカウルを取り外し、外したアンダーカウルを持参すること）「ライダー装備品」「その他の書類」をライダー本人または、登録されたピットクルーが持参し受検すること。
※「車両仕様書」は大会毎の公式車検の際、必要事項を記入し提出しなければならない。
- 3) 一度車両検査に合格した「車両」・「装備品」であってもレース後の再車両検査や次大会の車両検査を合格することを保証するものではない。また、当該大会以外での受験実績は一切考慮しない。
- 4) 車検長は如何なる場合も、車両の分解、部品の交換を指示することが認められ競技参加者は車検長の指示に従わなければならない。
- 5) 車載カメラ搭載を希望するエントラントは公式車両検査時（車両仕様書内に記載された箇所へ、署名捺印）公式車両検査にて取付に関する車検長の確認を必要とする。又、撮影された映像は個人鑑賞に限られ、その他の使用に際しては大会組織委員会の許可を必要とする。
尚、車輛以外への取り付け（ライダー・ヘルメット等）は認めない。

第22条 ライダースプリーフィング

- 1) 遅刻・欠席者に対しては再グリーフィングが行われる。再プリーフィング手数料は遅刻「2,500円」欠席「5,000円」とする。
- 2) 競技監督は必要に応じプリーフィングを開催することが出来る。その場合は適切な方法で開催場所・時間が告知される。

第23条 スタート前チェック

タイムスケジュールに従って、決勝レース出場者は、指定された場所にて、必ずスタート前チェックを受けなければならない。

チェックを受けるものは、公式車検にて合格した車両とヘルメットとする。

車両は決勝レースが走行できる状態で持ち込むこと。（転がしタイヤの装着は禁止）

第24条 公式予選

- 1) 義務周回数 は定め ない。
- 2) 大会審査委員会は予選通過基準タイムをクリアできなかったライダーに対して各大会の特別規則に示される決勝出走台数（グリッド数）を超えない範囲で特別に決勝出走を認めることができる。但し、暫定結果発表後30分以内に嘆願書を大会事務局に提出すること。又、決勝レース出走については大会審査委員会で審議の上決定する。尚、決勝出走が許可された場合にはグリッド表にて発表される。

第25条 決勝グリッド

- 1) スタート方式はクラッチスタートとする。
- 2) スターティンググリッド
 - ① 1列に3台とし、各列交互に配列される。
 - ② 階段状グリッドを使用する。
 - ③ ポールポジション・・・AP・HSR：最前列左側。SPA：最前列右側。とする。ウォームアップラップ開始時、ピットエンドはウォームアップラップスタート後、セーフティーカーが5番ポスト（AP）、3番ポスト（SPA）、3番ポスト（HSR）通過後、もしくはウォームアップラップ開始後、ピットエンドがオープンされた20秒後（AP）・15秒後（SPA）・20秒後（HSR）にクローズとなる。ピットエンドクローズまでにコースイン出来なかった車両は、ピットスタートとする。また、コースインしたが、セーフティーカーが定位置に停車するまでに追越すことが出来なかった車両については、ピットインし、ピットスタートとする。
 - ④ スタート合図はグリッド前方シグナルライトもしくは日章旗によって行われる。

第26条 レース終了

各レースの終了合図は、チェッカーフラッグの表示により示されトップ車両がゴールした後、次の経過した時点とする。

サーキット	経過時間
HSR九州	3分間
SPA直入	3分間
AUTOPOLIS	5分間

チェッカーフラッグを受けた車両は、コースを1周してピットレーンに進入し、競技役員の指示に従うこと。

第27条 仮表彰

- 1) レース終了後、最大上位6名のライダーに対して仮表彰が行われる。尚、場所については公式通知に示す。
- 2) 仮表彰を拒否したライダーは賞典を受ける権利を放棄したとみなされる。

第28条 レース終了後の車両保管、再車検

- 1) 原則として各クラス上位6台が車両保管場所に一定時間保管される。それらの車両は審査委員会の指示がない限り、正式結果発表までその場で保管される。※出走台数により

賞典が制限される場合、その台数分を車両保管する。

- 2) 車両保管場所への出入りは担当の競技役員のみ許される。
 - 3) 競技監督の許可がない限り、いかなる者も保管中の車両に手を触れることは禁止される。
 - 4) 決勝レース終了後、車検長が指定した車両は再車両検査（分解整備ができる工具等を持参し）を受けるものとし、大会審査委員会、競技監督はさらにレースに参加した他の車両を検査させることができる。
- 尚、再車検を拒否した場合は最大失格までの罰則が科される。

第29条 大会賞典

賞典の対象者は最大6位までとし、参加台数により制限されるものとする。

第3章 参加車両規定

第30条 車両規則基本仕様

- 1) 材質
 - ① フレーム、フロントフォーク、ハンドルバー、スイングアーム、スピンドル、およびホイール・スピンドルにチタニウムを使用することは禁止される。
- 2) フレームの定義
 - ① フレームとは、エンジンが取り付けられている部分を中心にステアリング取り付け部分とリヤサスペンションの取り付け部分を含む構造全体をいう。
 - ② シートを取り付けるためのサブフレームは、フレーム本体に溶接されている場合はフレームとみなし、ボルトオン（脱着可能）のものはフレームとみなさない。
- 3) ナンバープレート
 - ① ナンバープレートは長方形で頑丈な材質でできていなくてはならない。最低寸法は275mm×200mmとする。
 - ② プレートは平面から50mm以上カーブ（突出）してはならない。また、カバーされたり曲げたりされてはならない。
 - ③ 1枚のプレートがフロントに、垂直面から後方に向かって30°以内の角度で傾斜して固定されなければならない。他の2枚はモーターサイクルの両側に、外に向かって垂直に固定されなくてはならない。
 - ④ ナンバープレートははっきりと見えるように装着され、モーターサイクルのいかなる部分、またはライダーが自分のシートに座った時に身体で隠れてしまわないようにしなくてはならない。
 - ⑤ ナンバープレートの数字の間に穴を開けることができる。しかし、どのような状況においても数字自体に穴を開けてはならない。穴の部分も規定の色に見えなくてはならない。
 - ⑥ 別個のナンバープレートを装着する代わりに、ボディーまたはストリームライニングに同寸法のスペースをつや消し色でペイントするか、あるいは固定してもよい。
 - ⑦ 数字ははっきり読めるように、また、太陽光線の反射を避けるために、地の色同様につや消しで書かれなければならない。また、数字の最低寸法は次のとおりとする。

プロダクションクラスのサイドゼッケン+サポートナンバーの装着例

プロダクションクラスの
サイドゼッケン

例) No.24の場合

ゼッケンナンバーの位置は側面から見て見やすい位置に貼付けなければならない

シートカウル上部ゼッケン

サポートナンバーの装着例

推奨位置アンダーカウルの後端

※サポートナンバーの貼り付エリアは□部分

数字の最低寸法は下図のとおりとする。

フロントナンバーの寸法は	
数字高	140mm
数字幅	80mm
数字の最低寸法	25mm
数字間のスペース	15mm

サイドナンバーの寸法は	
数字高	120mm
数字幅	60mm
数字の最低寸法	25mm
数字間のスペース	15mm

数字の書体は、Futura Heavyを基準とするゴシック体とする。
また、影付き文字などは認められない。

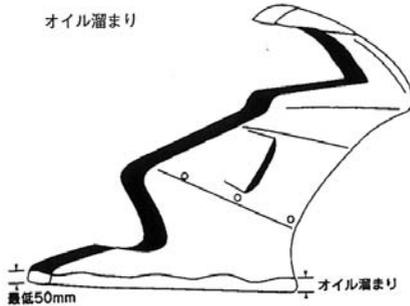
Futura Heavy **0123456789**

- ⑧ アンダーカウルの左右両面にサポートナンバーを付けなければならない。
サポートナンバーの貼り付け位置は、アンダーカウル内で、前後のタイヤの上端を結ぶ線の下部内アンダーカウル後端部を推奨位置とする。
サポートナンバーの最低寸法は、2桁ゼッケン幅185mm×高さ150mm、3桁ゼッケンの最低幅は260mmとする。ナンバーの地色は、自由とし、文字の色は黒か白文字とする。いかなる場合においても、文字は判別しやすいようにしなければならない。ナンバーをつけるためのアンダーカウルの形状変更は認められる。アッパーカウルとアンダーカウルの分割位置も変更可能とする。
 - ⑨ 正規のナンバーと混同する恐れのあるその他のナンバープレート、またはマーキングは競技会の開始前にすべて取り外されなくてはならない。
 - ⑩ すべてのナンバープレートの周囲には最低25mmの余白が残され、ここにはいかなる広告も表示されてはならない。この規則に適合していないナンバー・プレートを装着しているモーターサイクルは、車検長によりレース参加の許可を得ることができない。**なお、車検合格後であっても、計時長の要望により車検長が指示した場合は、変更・修正に応じること。**
 - ⑪ ナンバープレートの地色および数字の蛍光色は禁止とする。
- 4) レースのために取り外さなければならない部品
- ① ヘッドライト/テールライト/ウインカー/リフレクター
 - ② ナンバープレートと、リヤフェンダーと別体式の場合のナンバープレートブラケット
 - ③ セーフティーバー/センタースタンド/同乗者用フットレスト/クラブレール
 - ④ ホーン
 - ⑤ その他車検時に安全上取り外しを指示された部品

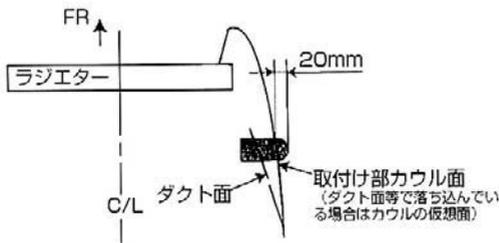
5) ボディーワーク

- ① ロードレースにおけるモーターサイクルは、荷重がかからない状態において、タイヤ以外のいかなる部分も地面に触れることなく、垂直線から50°の角度に傾斜することができなくてはならない。
- ② フロントホイールは（タイヤを除く）、フロントフェンダーに隠れる部分を除き、サイドからはっきりと見えなくてはならない。
- ③ カウルのいかなる部分もフロントホイールアクスルから前方100mmを通る垂直線より前にあってはならない。フロントフェンダーはカウルとはみなされない。ただし、メーカー出荷時の状態で基準に合致していない場合は、メーカー出荷時の形状を維持していることを条件に認められる。
- ④ 車両のいかなる部分もリヤタイヤの最後端を通る垂直線の後部にあってはならない。ただし、メーカー出荷時の状態で基準に合致していない場合は、メーカー出荷時の形状を維持していることを条件に認められる。
- ⑤ エアフォイル、またはスポイラーは、それがフェアリングまたはシートと一体構造になっている場合に限り取りつけることができる。これは、フェアリングの幅を越えてはならないうえ、ハンドルバーの高さを越えてはならない。
- ⑥ 尖っているエッジは、少なくとも半径8mmの丸みを持たせなくてはならない。
- ⑦ ウィンドスクリーンの先端と、全てのフェアリングの露出部分の先端は丸められていなくてはならない。
- ⑧ 通常のライディング・ポジションにおいてライダーは後方の両側および上から全体（腕の前部を除く）が視認されなくてはならない。ライダーの顔またはヘルメットとフェアリング（ウィンドスクリーン含む）との間の最低スペースは100mmとする。この規則の適用を免れるために透明な材質を使用することは禁止される。
- ⑨ いかなる場合においてもフェアリングの最大幅は600mmを超えてはならない。
- ⑩ ライダーシートの後部の高さは最高150mmとする。この高さは、シートの固いベースの最下部からライダー後方のフェアリングの最上部までを測った場合のものである。
- ⑪ ハンドルバーの位置がどこにあっても、フェアリングとハンドルバー先端あるいはステアリング・ステム、およびそれに装着されている装備類との間隔は最低20mmなくてはならない。
- ⑫ ナンバープレートが固定されている前部の傾斜角度は垂直面から後部へ30°以上あってはならない。
- ⑬ シートまたはその後方にあるいかなる部分（排気系を除く）の幅も450mm以上あってはならない。
- ⑭ 燃料タンクのキャップは、燃料タンクの外觀形状からはみ出さないように、また転倒の際に外れることがないように取り付けられなくてはならない。2000年以降に生産された車両のみ適用。
- ⑮ エンジンおよびその他すべての電気部品を停止することのできる効果的なイグニッションキルスイッチがハンドルバーのグリップを握った状態で手の届く範囲に取り付けなければならない。
- ⑯ 全ての4ストローク車両については、エンジンの破損または故障時に、エンジンに使用されるエンジンオイルおよびエンジンクーラント総量の最低半分（最低2リットル）をアンダーカウルで保持できる構造でなければならない。端部の折り返しの

高さは最低50mm とする。内部には吸収材および耐火素材が装着されていることが望ましい。

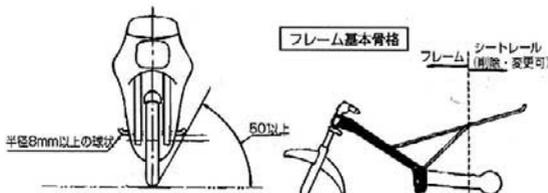
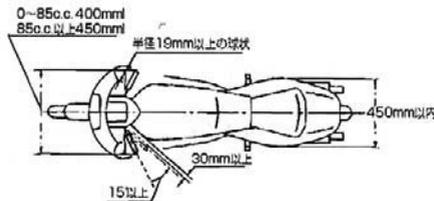
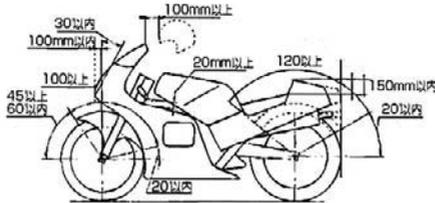


- ⑰ アンダーカウルには直径20mm（許容誤差+ 5mm）の水抜き用の孔を最低1個は設けなくてはならない（孔は2個までとする）。この孔は、ドライコンディションの時は閉じられていなければならない、競技監督がウエットレースの宣言を行なった時のみ開けることができる。
- ⑱ チェーンとリヤスプロケットの間に、身体の一部が誤って挟まれることのないように、リヤ・スプロケットガードを取り付けなくてはならない。そのガードは、スプロケットとドライブチェーンの噛合部をカバーすることとし、その材質は、アルミニウム、頑強なプラスチックまたは樹脂とし、その取り付け方法は、スイングアームにボルト・オンまたは溶接し、安易に脱落したりしないよう確実に固定しなければならない。形状はチェーンとスプロケットの間にライダーの手足が巻き込まれないという目的になかったもので、かつシャープエッジでないこと。スイングアームの補強とリヤ・スプロケットガードを兼ねることは認められない。リヤ・スプロケットガードの板厚は最低2mm なければならない。
- ⑲ 車両にはフロント・スプロケットガードが装着していなければならない。逆シフトにする際に、フロント・スプロケットガードが干渉する場合、最小限のカットが認められる。ただし、本来の機能が果たせなくなるようなカットは認められない。
- ⑳ 転倒時の車両のダメージを最小限に抑えるためフレームにプロテクティブコーンの取り付けを認める。プロテクティブコーンはフェアリング表面より突き出し量を20mm までとし、先端は半径10mm 以上の曲面で面取りされていなければならない。また、プロテクティブコーンにエンジン保護以外の機能を持たせることは禁じられる。



6) フロントフェンダー、リヤフェンダー

- ① フェアリングがある場合、フェンダーは必要とされない。フェアリングが無い場合にはフェンダーが必要とされる。
- ② フェンダーはタイヤの両側方に張り出していてはならない。
- ③ フロントフェンダーは、ホイールの周囲を最低100° に渡ってカバーしていなくてはならない。また、下図記載の角度の範囲内でなければならず、その部分はホイール自体がカバーされてもよい。



※シートサポートはポルトオンの場合はフレームとみなさない。

- ④ フロントフェンダーの前端とホイールの中心を結ぶ線と、ホイールの中心を通る水平線の作り出す角度は45° と60° の間でなくてはならない。フェンダーの後端とホイール中心を結ぶ線と、ホイールの中心を通る水平線の作り出す角度は20° を越えてはならない。
- ⑤ リヤフェンダーは、ホイールの周囲を最低120° に渡ってカバーしていなくてはならない。
- ⑥ リヤフェンダー後端とホイールの中心を結ぶ線と、ホイールの中心を通る水平線の作り出す角度は20° を越えてはならない。
- ⑦ シートのフェアリングがリヤ・タイヤの後側の垂直接線にまで達している場合には（許容誤差 - 50mm）、リヤフェンダーを装着する必要は無い。

7) エキゾーストパイプ

- ① エキゾーストパイプとサイレンサーは、音量規制に関する必要条件を全すべて満たさなくてはならない。
- ② エキゾーストパイプの先端は、最低30mm にわたってモーターサイクルの中心軸

と水平かつ平行でなくてはならない。(許容誤差 $\pm 10^\circ$)

- ③ 排気ガスは後方に排出しなければならないが、ほこりを立てたり、タイヤやブレーキを汚したり、他のライダーに迷惑をかけるような放出方法であってはならない。
- ④ エキゾーストパイプの後端は、リヤタイヤの垂直線より後ろにあってはならない。

8) ハンドルバー

- ① ハンドルバーの最低幅は450mm とする。
- ② ハンドルバーの最低幅はグリップの外側の先端から、反対側のグリップの外側先端までの距離で測定される。
- ③ ハンドルバーの先端が露出される場合は、固形物質を詰めるか、ゴムでカバーされていなければならない。
- ④ ハンドルバーの中心線、または中央位置から両側への回転角度は、最低各 15° 以上なくてはならない。
- ⑤ フェアリングがある場合、ハンドルバーがどの位置にあってもフロントホイールがフェアリングに接触してはならない。
- ⑥ ライダーの指が挟まれないようにするために、ハンドルを左右いっぱいにも切ってもハンドルバー(レバーを含む)と燃料タンクの間で最低30mmの間隔があるように、ストッパー(ステアリングダンパー以外のもの)を取りつけなくてはならない。
- ⑦ ハンドルバー・クランプは、ハンドルバーが折れやすい部分ができないように、丸みをつけて製作しなくてはならない。
- ⑧ 軽合金ハンドルバーの溶接による補修は禁止される。

9) コントロールレバー

- ① すべてのハンドルバー・レバー類(クラッチ、ブレーキ等)は、原則として端部がボール状(このボールの直径は最低19mm)でなくてはならない。このボールを平たくすることも認められるが、どのような場合も端部は丸くなっていてはならない(この平たくした部分の厚みは最低14mmとする)。レバー端部は、レバーと一体構造に固定されていなくてはならない。
- ② コントロール・レバー(フット・レバーおよびハンド・レバー)は、それぞれ別個のピボットに設けられなくてはならない。
- ③ ブレーキ・レバーがフットレストの軸に設けられる場合、どのような状況においても作動できなくてはならない。例えば、フットレストが曲がった、あるいは変形したというような状況においても作動できなくてはならない。

10) スロットルグリップ

スロットルグリップは、手を離れた時に自動的に閉じるものでなくてはならない。

11) キャブレター

ジェット類、およびニードル類の変更

12) フュエルインジェクション

フュエルインジェクションコントロールユニットおよびユニットの内容の変更

13) フューエルポンプ

- ① 電動式フューエルポンプは転倒の際に自動的に作動する回路遮断システムを備えていなければならない。
- ② 車検の時にテストできるように回路遮断のテスト機能が設けられなければならない。

14) フットレスト

- ① フットレストは改造・変更されてもよいが、下記条件を満たさなければならない。ただし車両公認時から改造・変更しない場合は、突起物を取り外し車検長の許可を得れば、下記仕様を満たさなくても使用できる。
- ② ブラケットの改造・変更によりフットレスト／フットコントロールの位置は移動してもよいが、ブラケットは元の取り付け位置に固定しなければならない。
- ③ フットレストの先端は、最低半径8mm の中空でない一体構造の球状になっていなければならない。
- ④ 折たたみ式の場合は自動的に戻るようになっていなければならない。
- ⑤ スチール製フットレストで折りたたみ式でない場合、その先端にはプラスチック、テフロンあるいはそれと同等の材質でできた先端（プラグ）が固定されていなくてはならない。（最低半径8mm）

15) ブレーキ

- ① すべてのモーターサイクルは最低2つの効果的なブレーキ（各ホイールに1つ）がなくてはならず、これは独立してホイールと同心的に作動しなくてはならない。
- ② 車両公認時においてフロントブレーキキャリア用ラインの分岐点がロワーフォークブリッジより下にある場合であっても、ロワーフォークブリッジより上に変更しなければならない。
- ③ 交換されるブレーキディスクの材質は、鉄素材でなければならない。

16) ホイール、リム、タイヤ

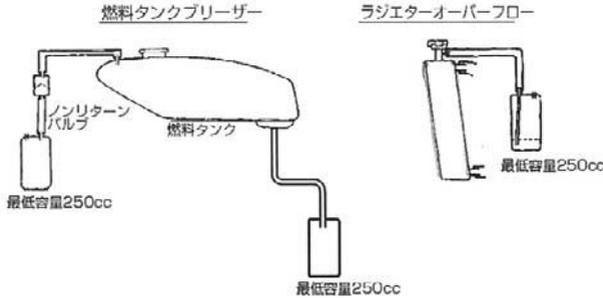
- ① メーカーが出荷した一体構造ホイール（キャスト、モールド、リベット）または従来の脱着式リムに対して、スポーク、バルブまたは安全ボルト以外へはいかなる改造も禁止される。ただし、タイヤがリムから外れることを防ぐために使用される、テンションスクリューは例外とする。
- ② タイヤは交通法規に適合する一般市販タイヤでE マークまたはDOT マークまたはJISの認定マークの表示がなければならない。タイヤトレッド主溝の深さは、最低でも2.5mmでなければならない。
- ③ レーシングレインタイヤの使用も認める。
タイヤへの追加加工（ハンドカット等）は禁止される。
- ④ タイヤウォーマーの使用を可とする。

17) フューエルタンク、オイルタンク、リザーバタンク

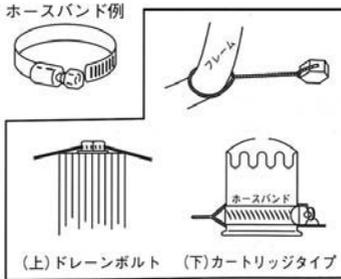
- ① 一般市販車ベース車両は24リットルまでとする。
- ② 燃料は、マシンにしっかりと固定された1つのタンク内に入れるものとする。
- ③ シートタンクおよび補助タンクは禁止される。給油のために容易に脱着できる取り替えタンクを使用することは厳禁される。
- ④ 燃料タンクの材質は、金属製のものとする。カーボンファイバー、アラミド・ファイバー、またはファイバークラスの材質の使用は許可されない。ただし、車輛公認時もしくは工場出荷時に装着されている金属以外のタンクについては使用が認められる。
- ⑤ 加工されたタンクには、防爆材を完全に充填すること。
- ⑥ 燃料タンク・フリーザー・パイプには、ノン・リターン・バルブを取り付けなくてはならない。

これは、適切な耐油性のある材質でできた、最低容量250cc のキャッチタンク

に放出されるようになっていなくてはならない。**J-GP3クラスを除き、車両公認時から変更のない純正燃料タンクについては免除される。**



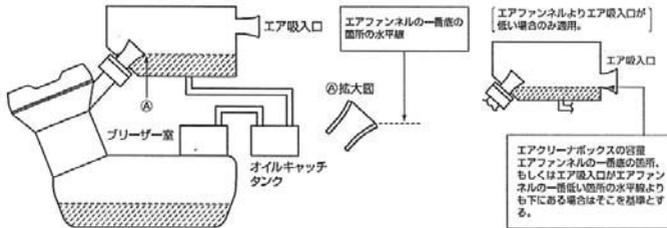
- ⑦ 燃料タンク・フィルター・キャップおよびオイルフィルターキャップは、閉じた状態で漏れないようになっていなくてはならない。さらにこれらはいかなる場合においても誤って開くことのないように完全にロックされていなくてはならない。
- ⑧ 全てのドレーンプラグはワイヤーロックしなければならない。外部オイルフィルタースクリューおよびオイルフィルターボルトでオイルパンに進入するもの、オイルクーラー、フロントフォークドレンボルト等のオイル供給パイプについても全て安全にワイヤーロックされていなければならない。



- ⑨ 全ての車両はクローズドブリーザーシステムを採用しなければならない。オイルブリーザーラインはエアクリーナーボックスまたはエアクリーナーボックスおよびオイルキャッチタンクに連結され、これに排出される構造となっていること。
- ⑩ エアクリーナーボックスで1000 ccを確保されない場合、耐油・耐熱性の材質でできたオイルキャッチタンクを取り付けることとし、合計で1000 cc以上を確保していなければならない。（エアクリーナーボックス単体で1000cc 以上確保できる場合は、オイルキャッチタンクの装着は免除される）
- ⑪ オイルブリーザータンクとして認められるエアクリーナーボックスの容量は、エアファンネルもしくは吸入口の一番低い所の水平線より下の容量とする。
- ⑫ エアクリーナーボックスの下部に排出穴が開いている場合、オイルが受けられるように塞がれていなければならない。
- ⑬ エアクリーナーボックスおよびオイルキャッチタンクは、競技前に空にしなければならない。
- ⑭ ブリーザーシステムのパイプ類の締め付けは、金属製バンドを使用すること。

- ⑮ プリーザーシステムのパイプ類は、耐油性のある素材であること。

4ストロークエンジンのプリーザーシステム



18) 冷却水

水冷エンジンの冷却水は、水あるいは水とアルコールの混合物に限られる。

19) 音量規制

- ① 計測のためのマイクロフォンの位置は排気管後端から500mm で、かつ中心線から後方45° で排気管と同じ高さとする。ただし、高さが200mm 以下である場合は45° 上方の点で行う。
- ② ノイズ・テストの際、ギャ・ボックスにニュートラルがないマシンは、スタンドに載せた状態で測定を受けなくてはならない。
- ③ 規制に適合しているサイレンサーには車検にてマークが付けられ、車検後にサイレンサーを変更することが禁止される。ただし同様に車検合格し、マークを受けたスベア・サイレンサーに関しては例外とする。
- ④ ギヤはニュートラルとしてエンジンを回転させ、所定のrpm 域に達するまでエンジンの回転を増していかななくてはならない。測定は所定のrpm に達した時に行うものとする。
- ⑤ 音量測定は、下記固定回転数方式が適用される。エンジン型式および排気量ごとに、エンジンストロークはほぼ同等と見なされるので、測定は下記固定回転数にて実施する。(簡易的測定方法)

エンジン形式	排気量	1気筒	2気筒	3気筒	4気筒
4ST	125~250cc	5,500RPM	7,500RPM		
	251~400cc	5,000RPM	6,500RPM	7,000RPM	8,000RPM
	401~600cc	5,000RPM	5,500RPM	6,500RPM	7,000RPM
	601~750cc	5,000RPM	5,500RPM	6,000RPM	7,000RPM
	750cc以上	4,500RPM	5,000RPM	5,000RPM	5,500RPM
2ST	125cc	7,000RPM			
	250cc以下		7,000RPM		
	500cc以下		5,500RPM	7,000RPM	7,000RPM

- ⑥ 2気筒エンジンの音量計測は、各エキゾースト・パイプの先端で測定される。
- ⑦ 規制値をオーバーしているマシンは、レース前車検において再度測定を受けることができる。
- ⑧ バンケルエンジンの場合の測定回転数は、6,000rpm とする。
- ⑨ rpm は、エンジンのストロークに相応するピストンの平均速度に基づく次の式にて求められる。
- ⑩ 所定のエンジン回転数 (rpm) = 30,000×ピストンスピード (m/s) ピストンストローク (mm)
- ⑪ 音量規制値
4ストローク・エンジンについては11m/sec で測って105dB/A までとする。
レース終了後は3dB/A の許容誤差が認められる。
- ⑫ 音量測定は気温20° を基準とする。気温10° 以下の場合許容誤差+ 1dB/A が認められる。気温0° 以下の場合許容誤差+ 2dB/A が認められる。
- ⑬ 音量測定方法で、ここに記載されていない項目はFIM 規則による。
- ⑭ 測定基準は各施設所有の測定機器に依る。

20) テレメトリー

- ① 動いているモーターサイクルへ情報を伝える、または動いているモーターサイクルから情報を得ることは禁止される。
- ② マシンには、公式シグナリング・デバイスの搭載が必要とされる可能性もある。自動ラップ計時デバイスは“テレメトリー”とはみなされない。
- ③ 自動ラップ計時デバイスは、公式計時方式、および装備を妨げてはならない。

第31条 フロントゼッケン

- 1) オートポリス・SPA直入でのフロントゼッケン貼り付け位置については、センターまたは車体左側とする。
計時がコース左側となる為。HSR九州については、センターもしくは、車体右側とする。HSRについては計時がコース右側の為。
(なお、フロントゼッケンを左右に貼り付けることも可能。ただし、左右単独で判別できるよう間隔を取る事。)
- 2) 2017年度国際クラスランキング1位の選手についてのみ、ゼッケン「1」の使用を認める。また2017年度国内クラスランキング1位の選手についてのみ、ゼッケン「01」の使用を認める。なお、チャンピオンゼッケン「1」「01」に限り字体・色は自由とするが判読しやすいものでなければならない。
- 3) チャンピオンゼッケン対象者

	JSB1000	ST600	JP250
INT	北折 淳	田尻 悠人	該当者なし
NAT	荒武 聖治	井吉 亜衣稀	古賀 大造

4) ナンバープレートの配色は以下の通りとする。

クラス	地色	文字色
Int JSB1000	自由	黒または白
Int ST600		
Int J-GP3		
Int JP250		
S80		
Nat JSB1000	黄	黒
Nat ST600	白	黒
Nat J-GP3 (4st)	赤	白
Nat J-GP3 (2st)	黒	白
Nat JP250	白	黒
CBR DREAM CUP E.	白	黒
CBR DREAM CUP B.	白	黒

※文字は艶消しのゴシック体を基準とし、地色の蛍光色使用は禁止する。

第32条 自動車番読取装置（トランスポンダー）

- 各主催者により自動車番読取装置の取り付けを義務付けられた場合はこれに従わなくてはならない。拒否した場合、当該車両並びにライダーの出場は認められない。
- 自動車番読取装置の配布は参加受付時に行う。返却期限は出場したレースの終了後1時間以内とする。
（予選敗退者の返却は当該予選終了後1時間以内）なお、紛失・破損等があった場合、主催者より代金を請求される場合がある。（請求額は主催者ごとに定める）
- 自身の所有する、MY Laps社製トランスポンダー（マイポンダー）の使用を希望する者はそのIDを添え事前に事務局に申請すること。ただし、計時長が指示した場合ただし、主催者が準備する自動計測装置を取り付けること。

第33条 使用ガソリン

参加車両が大会期間中に使用できる燃料は当該サーキット内で販売されている燃料とする。

- ガソリン性状表は、各主催者が別途公示する。
- ガソリン購入証明書提示期限は公式車両検査終了までとするが、やむを得ず公式車両検査までに提示できない場合は、車検長に承諾を得ること。（※ガソリン購入証明書は、購入時のレシートを証明書とする。）

第34条

S80車両規定

1) 出場車両

2st 85cc以下、4st 150cc以下のホイールサイズ16インチ以上の車両で、第36条車両規則基本仕様及び以下の車両規則に則ったものとする。

2) 車両規則

- ① タイヤは、スリックタイヤ、レーシングレインタイヤを含め自由とするが、摩耗限度を超えたものの使用とグルーピング、カッティングは禁止する。
- ② 音量を105db以下とする。（レース終了後は+5dbまで認める）

第4章 その他

第35条 2018九州ロードレース選手権シリーズランキング

下記の通り、JSB・ST600・J-GP3・JP250クラスの九州ロードレース選手権インター・ナショナルシリーズランキングを決定する。

- 1) 当選手権シリーズで得た全ての得点を合計し、総合得点の多い者から順位を決定する。
- 2) 上記 1) で同点となった場合、ポイント獲得の有無に関わらず上位順位獲得回数が多い者を上位とする。
例：同点の者同士で、1位を獲得した回数で比較し、多い者が上位。これでも同位の場合、2位を獲得した回数で比較する。以下、下位まで同様に比較する。
- 3) 上記 2) で決定できない場合、最終戦の上位者を上位とする。
- 4) 上記 3) で決定できない場合、最終戦に最も近い大会において、より上位の順位を獲得した者を上位とする。
- 5) 上記 4) でも決定できない場合は同順位とする。

第36条 シリーズ賞典

- 1) 各クラス1位～6位に正賞（トロフィー）を授与する。
シリーズ表彰基準:開催各クラスはその開催数の60%以上終了していること。
- 2) シリーズ表彰対象者は、シーズン中2回以上参戦していること。

シリーズ年間平均参加台数	シリーズ表彰対象順位
12台以上	上位6位まで
10～11台	上位5位まで
8～9台	上位4位まで
6～7台	上位3位まで
5台	上位2位まで
4台以下	1位のみ

シリーズ年間表彰賞金細目
賞金総額63万円（税込）

順位	JSB	ST600	J-GP3
1	60,000	60,000	60,000
2	50,000	50,000	50,000
3	40,000	40,000	40,000
4	30,000	30,000	30,000
5	20,000	20,000	20,000
6	10,000	10,000	10,000
合計	210,000	210,000	210,000

【円】

シリーズ終了後、シリーズ年間表彰式を行い、表彰式にて正賞並びに賞金目録を授与する。
賞金はインターナショナル（国際）クラスのみとする。

第37条 大会役員の実任

参加者、ライダー及びピットクルーは主催者・大会役員・競技役員及び係員が一切の損害賠償の責任を免ぜられていることを知っていなければならない。すなわち、大会役員はその職務に最善を尽くすことは勿論であるが、その行為によって起きた参加者、ライダー、ピットクルー

の負傷・死亡及び競技車両の損害に対して主催者・大会役員・競技役員及び係員は一切の補償責任のないことをいう。

第38条 本大会特別規則の解釈

規則の解釈、及び判断に混乱が生じた場合、参加者は文章によって質疑することができる。質疑に対する回答はFIM国際競技規則、及びMFJ2018国内競技規則に基づいた大会審査委員会の解釈または決定を最終のものとし、質疑者に口頭にて回答される。

第39条 大会特別規則ブルテン

主催者は年度途中においても特別規則について見直しを行う場合がある。
その内容は、九州ロードレース選手権シリーズ特別規則ブルテンで発表される。また、第46条の本規則解釈についても、統一の解釈をブルテンで発表する場合がある。
発表は下記ホームページとする。
<http://www.autopolis.jp>
上記ホームページにてブルテンを確認できない参加者は、各主催者へ申し出て、ブルテンを郵送にて受け取ること。

第40条 公式通知

本規則に記載されていない競技運営上の細則や、参加者に対する指示、本規則発表後に生じた必要指示事項は、公式通知によって公示される。

公式通知は、

- ① 参加者が参加申込時に登録したE-MAILアドレスに送付される。
- ② 各主催者のホームページに掲載される。
- ③ 大会事務局にて配布される。
- ④ 各競技会場の公式掲示板に掲出される。
- ⑤ ライダーズブリーフィングで配布される。
- ⑥ 緊急の場合は場内放送で伝達される。

以上のいずれかの方法によって参加者に告知される。

第41条 負傷時の医療室受信義務

転倒・事故等により負傷した場合、必ず各サーキットメディカルセンターにて受診し記録を残さなければならない。また、負傷の度合いにより下記の応需病院に搬送される場合がある。

オートポリス

川口病院：	熊本県菊池市隈府823-1	TEL：0968-25-2230
熊本セントラル病院：	熊本県菊池郡大津町室955	TEL：096-293-0555
菊池中央病院：	熊本県菊池市田井島1-5-1	TEL：0968-25-3141
済生会熊本病院：	熊本県熊本市南区近見5-3-1	TEL：096-351-8000

SPA直入

大久保病院：	大分県竹田市久住町柏木6026-2	TEL：0974-64-7777
大分三愛メディカルセンター：	大分県大分市1213	TEL：097-541-1311
大分大学医学部付属病院：	大分県由布市狭間町医大ヶ丘1-1	TEL：097-549-4411
永富脳神経外科病院：	大分県大分市西大道2-1-20	TEL：097-545-1717

HSR九州



熊本セントラル病院：熊本県菊池郡大津町室955

TEL：096-263-0555

熊本赤十字病院：熊本県熊本市東区長嶺南2-1-1

TEL：096-384-2111

第42条 その他

本大会特別規則に示されていない事項は2018MFJ国内競技規則に基づく。

第43条 規則の施行

本規則は2018年1月1日より施行する。

特別スポーツ走行（練習走行）のご案内

- 1) 各サーキットのコースライセンス規定に従った上で、各大会毎に設定される特別スポーツ走行に参加することができます。
 - ★HSR九州ライセンス
 - ① 正ライセンス:新規取得料22,000円（MFJライセンス取得者対象料金）
 - ② 暫定ライセンス: 5,000円 開催日含め10日前より発給開始。但し、九州圏外者のみ。
 - ★SPA直入 コースライセンス
 - ① 正ライセンス:新規取得料21,600円 18歳未満：16,200円 4半期ごとに変動
 - ② 暫定ライセンス:5,000円 開催日含め10日前より発給開始。但し、九州圏外者のみ。
 - ★AUTOPOLISコースライセンス
 - ① 正ライセンス:新規取得料27,000円 18歳未満：21,600円 4半期ごとに変動
 - ② 暫定ライセンス:5,000円 開催日含め10日前より発給開始。但し、九州圏外者のみ。
- 2) 参加を受理されたエントリーの方にはスポーツ走行に関する詳細の案内をお届けいたします。

詳しくは、各主催者にお問い合わせください。

AUTOSPORT
INTERNATIONAL
RACING COURSE **POULIC**

SPA
NOIRI
YOUR RACING COURSE

HSR
Honda Safety & Riding